

入札参加にあたっての留意事項の一部改正について

入札参加にあたっての留意事項（平成２１年４月１日施行）の一部を次のとおり改正する。

（新旧対照表のとおり）

入札参加にあたっての留意事項の一部改正新旧対照表

新	旧
６ 下請負及び資材調達等に関する町内業者の活用について 下請負及び資材調達等に関しては、町内業者を利用することとし、<u>町内で調達等ができない場合は、「町外業者下請契約に関する事前協議書」を提出し、発注担当者と打ち合わせすること。※別紙フロー図参照</u>	６ 下請負及び資材調達等に関する町内業者の活用について 下請負及び資材調達等に関しては、町内業者を利用することとし、町内で調達等ができない場合は、発注担当者と打ち合わせすること。

附 則

この留意事項は、令和８年７月１日から施行する。